

13 提供拒否の禁止



**1 事業者は、正当な理由なく、
サービスの提供を拒否することはできません。
提供を拒否できるケースは以下の場合のみ**

(1) 障害者サービス

- ① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 運営規程において主たる対象を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合
- ④ 入院治療が必要な場合

(2) 障害児のサービス

- ①当該事業所の利用定員を超える利用見込みがあった場合。**
- ②入院治療の必要がある場合**
- ③主たる対象とする障害の種類が異なる場合（重心、重心以外）、その他障害児に対し自ら適切な支援（医療的ケア等）を提供することが困難な場合。**

なお、支援の不十分さを伝え、利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由には当たらない。